地域介護予防活動支援事業

Q & A





〔地域介護予防活動支援事業の問い合わせ先〕

七飯町社会福祉協議会

住 所:七飯町本町4丁目8-1

連絡先:65-2067



目 次

地域介護予防活動支援事業の概要

1. 地域/	↑護予防活動支援事業とは? ・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2. 介護 ·	予防活動の例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
3. 介護·	予防活動の条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
4. 補助四	内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
地域介	護予防活動支援事業 Q&A	
Q1 :	参加者は町内の高齢者だけですか ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
Q 2 :	参加者は必ず3人以上いなければいけませんか ・・・・・・・	P 3
Q3:	交流の時間は必ず設けなければいけませんか ・・・・・・・・	Р3
Q4:	団体でなければ申請できませんか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р3
Q5:	会員以外の参加者が必ずいないといけませんか・・・・・・・・	Р3
Q6:	必ず月2回以上開催しなければいけませんか ・・・・・・・・	P 4
Q7:	冬期間だけ開催しても良いですか ・・・・・・・・・・・	P 4
Q8:	備品購入の申請は1回だけですか ・・・・・・・・・・・・	P 4
Q9:	補助金でどのようなものが購入できますか・・・・・・・・・	P 4
Q10:	購入した備品を他の団体が使っても良いですか・・・・・・・	P 4
Q11:	活動を止める場合は購入した備品は返さなければいけませんか・	P 4
Q12:	補助の対象になる経費は?	
	お茶代や弁当代は補助の対象になりますか・・・・・・・・・・	P 5
Q13:	1回あたりの運営費の補助に上限額が定められていますが、	
	毎回その範囲内で運営しなければいけませんか?・・・・・・・	P 5
Q14:	補助金が余ったらどうしたら良いですか・・・・・・・・・・・	P 5
Q15:	他の補助金が出ている場合は対象になりますか・・・・・・・・	P 5
Q16:	どのような方が送迎の対象になりますか・・・・・・・・・・	P 5
Q17:	送迎の車に元気な人が乗っても構いませんか ・・・・・・・・	P 6
Q18:	送迎は誰に頼めば良いですか? 補助の対象になる送迎費用は? ・	P 6
Q19:	活動場所は町内に限られますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
Q20:	大会に参加するための参加費・景品代は対象となりますか?・・・	P 6
参 考:	基本チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7

地域介護予防活動支援事業の概要

1. 地域介護予防活動支援事業とは?

住民のみなさんが、自分たちの集まる場所を作り実施する介護予防活動に対し、活動 費の一部を補助する事業です。

2. 介護予防活動の例

- ①お茶のみ会、昼食会、季節行事などのお楽しみ会
- ②体操、散歩などの健康づくり活動
- ③手芸、陶芸などの作品づくり
- ④囲碁、麻雀、カラオケ、卓球等の趣味活動
- ⑤健康講座、介護教室、料理教室
- ※月毎や季節毎に活動内容を変える等、様々な活動を組み合わせて実施することも可能です。

3. 介護予防活動の条件

- ①営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としたものでないこと
- ②町内の団体等であること
- ③1回あたり概ね3名以上の参加があり、そのうち町内に在住する65歳以上の方が半数以上占めていること
- ④専ら特定の活動のみ行うのではなく、活動の合間や終了後に参加者との交流の時間があること
- ⑤特定の参加者だけでなく、初心者や団体に所属する会員以外の方も参加できること
- ⑥概ね月2回以上、1回あたり1時間以上活動を実施すること

4 補助内容

①介護予防活動立ち上げ費用

活動を立ち上げるにあたり必要となる備品の購入費用並びに会場及び備品の修繕 費用

○補助上限額 1事業につき/10万円

②介護予防活動運営費用

活動を実施する場合にかかる運営経費

○補助上限額 1回あたり/300円×町内に在住する65歳以上の参加者数 (但し、1回あたり4,500円、年間108,000円を上限とする。)

③介護予防活動送迎加算

要介護認定を受けている方等(送迎該当者)に対する送迎費用

○補助上限額 1回あたり(片道)/300円×町内に在住する65歳以上の送迎該当者数(但し、1回あたり(片道)4,500円とする。)

④介護予防活動継続費用

①の費用を使い立ち上げた活動を、次年度以降についても月4回以上継続して実施する場合、又は次年度以降に回数を増やし月4回以上実施する場合を対象に、活動を継続するにあたり必要となる備品の購入費用並びに会場及び備品の修繕費用

○補助上限額 1事業につき/5万円

地域介護予防活動支援事業 Q&A

Q1: 参加者は町内の高齢者だけですか

A1: 町内の高齢者の方が参加者の半数以上占めていれば、町外の方、高齢者以外 の方も参加できます。

Q2: 参加者は必ず3人以上いなければいけませんか

A 2: 平均して3名以上(町外の方、高齢以外の方も含む)参加していれば大丈夫です。万が一、平均を下回った場合は補助金を返還いただきます。

Q3: 交流の時間は必ず設けなければいけませんか

A3: 休憩時間を利用し、お茶を飲みながら雑談をする等、内容や時間は問いませんので必ず実施してください。

Q4: 団体でなければ申請できませんか

A4: 個人的なグループでも申請できます。団体名を決めて申請をしてください。

Q5: 会員以外の参加者が必ずいないといけませんか

A 5: 会員のみの活動でスタートしても構いません。社協等で活動の紹介や希望者に情報提供を行いますので、参加希望があった場合には、会員以外の方でも仲間に入れてください。

Q6: 必ず月2回以上開催しなければいけませんか

A 6: 参加者の事情等により開催できない時は仕方がありませんが、開催できない 月が続くようであれば、補助金を返還していただく場合がありますので、開催 日を変更する等により月2回以上開催できるようにしてください。

Q7: 冬期間だけ開催しても良いですか

A7: 冬期間だけの活動でも申請できます。但し、活動に必要な備品に関しては、 購入ではなく、リース等をご検討ください。

Q8: 備品購入の申請は1回だけですか

A8: 1事業につき10万円を限度としていますので限度額に達するまでは繰り返 し申請をすることができます。

Q9: 補助金でどのようなものが購入できますか

A 9: 介護予防活動を実施するのに最低限必要となる備品が対象となりますが、例えば、卓球のラケット等、個人的に使うものは対象外です。概ね耐用年数が1年以上の物品を備品、それ以外は消耗品の扱いとします。また、会館等を借りて活動を行う場合には、椅子やテーブル、冷暖房機器等、会館等の使用に関わり必要となる物品は会館等で用意する備品となりますので、補助金の対象外となります。

Q10: 購入した備品を他の団体が使っても良いですか

A 1 0: 主に補助金を受けた団体が使用しているのであれば、使っていない日に他の団体に貸し出しても構いません。

Q11: 活動を止める場合は購入した備品は返さなければいけませんか

A 1 1: まだ使用できるものは返却していただくこととなります。もし、複数年実施する予定がない場合は、購入ではなく、リース等をご検討ください。

Q12: 補助の対象になる経費は?

お茶代や弁当代は補助の対象になりますか

A 1 2 : 講師の謝礼・交通費、消耗品費、印刷代、光熱水費、電話代、郵便料、保 険料、会館使用料、機器のリース代等が補助対象になります。

お茶代や弁当代は補助の対象になりません。

料理教室や調理実習の目的で行う活動の材料費は補助の対象になります。

また、創作活動・趣味活動等に伴う原材料費等の購入に要した費用は補助の対象になりません。

Q13: 1回あたりの運営費の補助に上限額が定められていますが、

毎回その範囲内で運営しなければいけませんか?

A 1 3: 年度末に清算をしますので、清算する段階で年間の支出額の合計が、1回 あたりの上限額を合計した金額の範囲内であれば、1回あたりの上限額を超 える時があっても大丈夫です。

Q14: 補助金が余ったらどうしたら良いですか

A 1 4: 年度末までに精算し、返還していただきます。精算時に支出簿並びに領収 書の提出が必要になります。

Q15: 他の補助金が出ている場合は対象になりますか

A 15: 対象になりません。

Q16: どのような方が送迎の対象になりますか

A 1 6: 要介護・要支援認定を受けた方、7ページの基本チェックリストという判定方法で該当した方も対象です。

Q17: 送迎の車に元気な人が乗っても構いませんか

A17: 補助対象になりませんが、元気な方も同乗しても構いません。

Q18: 送迎は誰に頼めば良いですか? 補助の対象になる送迎費用は?

A 1 8: 社協で車を借りボランティアや会のメンバーに運転を頼む、会のメンバーが 自分の車で行う、会でレンタカーを借りる、タクシー会社に頼む等の方法があ ります。

ガソリン代やレンタカーの使用料、タクシー代は補助対象になります。

Q19: 活動場所は町内に限られますか?

A 1 9: 町内で活動することを原則とします。但し、活動内容によって町内では実施できない場合や活動がマンネリ化しないように毎回ではないが町外の施設等を利用して実施する等の理由があれば町外での活動も補助対象となります。

ただし、町外での活動は町内での活動回数を上回らないことを条件とします。 なお、その場合に運営費として会場使用料の支出は認められますが、会場に行くまでの車代、交通費に関しては認められません。

Q20: 大会に参加するための参加費・景品代は対象となりますか?

A 2 0: 本事業は、自分たちが日常集まる場所を作り実施する介護予防活動を対象と していますので、大会参加の参加費に関しては、本事業の補助対象と認められ ません。

また、景品代に関しては、景品が最終的に個人の私物になることから、補助の対象と認められません。





参 考:基本チェックリスト

No.	質問事項	回答:いずれかに○を お付けください	
問1	バスや電車で外出していますか	はい	いいえ
問2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ
問3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ
問4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ
問 5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ
問6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	はい	いいえ
問7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていま すか		いいえ
問8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ
問 9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ
問10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ
問11	6ヵ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ
問12	体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)	計算結果	
問13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ
問14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ
問15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ
問16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ
問17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ
問18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると 言われますか	はい	いいえ
問19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ
問20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい	いいえ
問21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
問22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
問23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくう に感じられる		いいえ
問24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
問25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ